

伺 い ・ 供 覧	課 長	技 監	課 長 代 理	課	員	担 当

本案のとおり回答する。

環 廃 号 外 事務連絡
平成 25 年 7 月 10 日

東部健康福祉センター 廃棄物課長様

廃棄物リサイクル課長

熱海市伊豆山字赤井谷地内の産業廃棄物の処理について（回答）

平成 25 年 3 月 22 日付け東健廃号外による協議について、下記のとおり回答
します。

記

1-意見-

下記の条件を付して、貴課の意見に同意する。

：東部H.C.が付した条件は付箋のとおり。

2-条件

当該コンクリートガラが、反復継続性を有さないこと。

貴見のとおり取り扱って下す。

なお、処分は、しゅんじょう 御座ります。

担 当 廃棄物リサイクル課
不法投棄対策班
電 話 054-221-3810

修正後

<案>

環 廃 号 外
平成 25 年 7 月 10 日

東部健康福祉センター 廃棄物課長 様

廃棄物リサイクル課長

熱海市伊豆山字赤井谷地内の産業廃棄物の処理について（回答）

平成 25 年 3 月 22 日付け東健廃号外による協議について、下記のとおり回答
します。

記

貴見のとおりお取り扱いください。

なお、処分が反復継続しないよう御指導願います。

担 当 廃棄物リサイクル課
不法投棄対策班
電 話 054-221-3810

東 健 廃 号 外
平成 25 年 3 月 22 日

廃棄物リサイクル課長 様

東部健康福祉センター
環境部 廃棄物課長

熱海市伊豆山字赤井谷地内の産業廃棄物の処理について（協議）

このことについて、別添のとおり [REDACTED] から
当センター長あて建設系産業廃棄物（コンクリートガラ）の自社利用計画を含む
「熱海市伊豆山字赤井谷内産廃処理について」が提出されました。

[REDACTED] は、産業廃棄物の不適正保管で指導中の [REDACTED]
[REDACTED] から [REDACTED] ですが、産業廃棄
物の有効利用を図り、問題の解決を図りたいとのことから、今回計画の承認を
求めてきたものです。

ついては、下記のとおり意見を付し、産業廃棄物に関わる計画の可否について
協議します。

記

1 意見

次の条件を付して自社利用計画に同意する（理由は別紙のとおり）。

2 条件

- (1) コンクリートガラ破砕物を使用する前に東部健康福祉センター職員の確認を受けること。
- (2) コンクリートガラ破砕物を使用する箇所は、東部健康福祉センター職員の立会いの下、事前に廃棄物がないことを確認すること。
- (3) 使用するコンクリートガラ破砕物、施工箇所の施工前、施工後の写真を提出すること。 /
- (4) 処理量、使用量を日報として整理し、毎月報告すること。 /
- (5) 建物解体コンクリートガラ以外の廃棄物（木くず、廃プラスチック、金属くずなど）は、廃棄物の許可業者に委託し、適正に処理すること。
- (6) 平成 25 年 1 月 9 日付け熱海市伊豆山赤井谷内産廃処理に記載されていない行為については、事前に東部健康福祉センターあて協議すること。

担 当 不法投棄対策班
電話番号 055-920-2058

別紙

がれき類の利用計画についての問題整理

- 1 [redacted] がC工区の廃棄物を処理してよいか

以下の状況から、排出事業者ではないとの理由で行政が自己の土地の廃棄物の撤去を拒むのは適当ではないと考える。



- 2 処理について敷地内再利用を容認できるか
造成計画の一環として適正に使用することを担保できるものなら、容認してもよい事例と考える。

